

くらしの情報



相談

◆福岡県司法書士会 「相続・遺言推進月間」

福岡県司法書士会では、8月を「相続・遺言推進月間」と定め、福岡県内の司法書士が相続登記の手続きや遺言書の作成に関する相談に無料で応じます。

◆期間＝8/1～8/31

【司法書士総合相談センター】

☎0570-783-544

10:00～16:00（平日）8/13・14除く
※最寄りの司法書士事務所を紹介します。

※日時は紹介先の司法書士と要調整

●問合せ 福岡県司法書士会事務局

☎092-722-4131

10:00～16:00（平日）8/13・14除く



お知らせ

◆中小企業退職金共済制度の お知らせ

「中退共」は、中小企業のための国の退職金制度です。短時間労働者の方のための特例掛金月額も用意されています。また国による掛金助成や税法上の優遇も受けられます。

・掛金は全額非課税

・掛金の一部を国が助成

・社外積立で管理が簡単

●問合せ（独）勤労者退職金共済機構

中小企業退職金共済事業本部

☎03-6907-1234

◆バスの車内事故防止について のお願い

ただいま、走行中のバス車内での事故を防止するため、「車内事故防止キャンペーン」を実施しております。

走行中に席を離れると、転倒など思わぬけがをする場合があります。お降りの際は、バスが停留所に着いて扉が開いてから席をお立ち願います。

また、バスは安全運転に徹しておりますが、やむを得ず急ブレーキをかける場合があります。満席のため、お立ちになってご利用いただく場合には、吊革や握り棒にしっかりおつかまり下さい。

バスの車内事故防止に皆様のご理解とご協力をお願いします。

九州運輸局福岡運輸支局

一般社団法人福岡県バス協会

新型コロナウイルス感染拡大の影響による、イベント等の開催内容変更がある場合がございます。変更などの詳細は主催者に直接お問い合わせください。

◆社会を明るくする運動 ～犯罪や非行を防止し、 立ち直りを支える地域のチカラ～

7月は“社会を明るくする運動”の強調月間です。

“社会を明るくする運動”は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい社会を築こうとする全国的な運動です。

近年、再犯者による犯罪の割合の増加が深刻な問題として社会の重大な関心事になっています。刑法法の認知件数は平成15年のピークを過ぎた後、年々減少傾向にあるものの、SNS等に起因した犯罪被害に遭う児童は後を絶たず、大きな社会問題となっています。また、非行集団等を背景とした連続強盗事件など凶悪な少年事件の発生や児童虐待事案における全国的な通告児童数の増加など、少年問題は「非行」と「被害」の両面において、依然として憂慮すべき状況にあります。

福岡県警本部の統計資料によると、令和元年中に県下で検挙補導された刑法犯少年は1,363人で、前年と比べて減少していますが、粗暴犯（暴行・脅迫等）は増加しています。また、10歳から19歳までの少年人口1,000人当たりには2.9人で、全国第7位となっています。

犯罪や非行が生まれるのは地域社会であり、また罪を犯した人や非行をした少年の更生を促す場も地域社会にほかなりません。そして、その更生を有効なものとするためには、本人の意欲と併せ、本人を取り巻く地域社会の理解と協力が不可欠です。

今回も、本運動の名称を“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～といたしました。

住民の皆様が、地域環境の浄化に心がけるとともに、罪を犯した人たちや非行をした少年の立ち直りを温かい目で見守りつつ、援助の手をさしのべ、明るい社会を作りましょう。

うきは保護区保護司会

◆福岡働き方改革 推進支援センターのご案内

◆福岡働き方改革推進支援センターは、厚生労働省（福岡労働局）の委託を受けて、事業所様の働き方改革関連法対応相談、その他各種助成金相談等を下記の方法にて実施しております。

◎電話・メール相談対応

◎センターへの来所相談対応

◎専門家派遣相談対応（最大5回）

※上記相談はすべて無料です。

また、各市町村・各種商工団体等との共催によるセミナーの開催、セミナー講師派遣、専門家による無料相談会等も実施しております。

●問合せ

福岡働き方改革推進支援センター
天神ショッピング福岡8階

（株）東京リーガルマインド（LEC）

福岡本校内

☎0800-888-1699

◆預けて安心！自筆証書遺言書 保管制度

遺言は、相続をめぐる紛争を防止するために最も有効な手段です。その中でも、自筆証書遺言は、自書さえできれば遺言者本人のみで作成でき、手数料もかからない便利な遺言の方法です。しかし、これまで遺言者本人の死亡後、遺言書が相続人等に発見されなかったり、一部の相続人等により改ざんされる等のおそれがありました。

この自筆証書遺言の問題点を解消するための方策として、自筆証書遺言書保管制度が創設され、本年7月10日（金）から全国の法務局で自筆証書遺言書を保管する制度を開始しています。ご自身の財産を大切なご家族へ確実に託すために、自筆証書遺言書を作成される場合は法務局に保管する本制度を是非ご活用下さい。

なお、本制度の手続きには予約が必要であり、遺言書の保管の申請には手数料がかかります。詳しくは、法務省のホームページを御覧になるか、お近くの法務局にお尋ねください。

●問合せ 福岡法務局供託課

☎092-721-9186



保 健

◆断酒会 8月の開催日

◆お酒を断めようと思っても断められない方、お酒の異常飲酒でお困りの家族の方、断酒会に参加して一緒にお酒を断めましょう。

◆浮羽断酒友の会 19:00～

◆4日・18日(火) うきは市民センター
●問合せ 中野淳一さん
☎090-3605-6724

◆浮羽断酒会(8月例会) 20:00～

◆3日・17日・31日(月) 総合福祉センター
◆10日(月) 筑後吉井こころホスピタル
◆24日(月) 朝倉市総合市民センター
●問合せ 田中義嗣さん
☎0943-72-2890



講座・講習会・試験

◆「福岡県介護に関する入門的研修」

◆介護に関する基本的な知識

【A日程】まいピア高田

9/10、11日、17日、18日、24日

【B日程】久留米ビジネスプラザ

9/26、27日、10/4、17日、18日

【C日程】久留米リサーチパーク

2/2、3日、9日、10日、16日

◆開始時間 10:00～

◆定員=50名(先着順)

※終了時間は日程によって異なります。

※5日間受講必須

◆対象=介護未経験者の方

◆参加費=無料

●問合せ 福岡県社会福祉協議会

人材・情報課

☎092-584-3310

<http://www.fuku-shakyo.jp/jinzai/>

◆会計年度任用職員(産休代替職員)の募集について

◆職種=保健師又は看護師

◆募集=1名

◆職務内容=保健事業全般(健康増進・母子保健事業における保健指導等)

◆雇用期間=8/24～3/31

◆勤務時間=8:30～16:30(平日)
※賃金等はうきは市HPをご覧ください

◆採用方法=書類審査、面接により選考

◆申込方法=8/3(月)までに市販の履歴書に必要事項を記載し写真添付のうえ、必要資格証明書(写し)を添えて、下記問合せ先に提出。

●問合せ 保健課 食育・健康対策係
☎75-4960



安心やNET(ねー)うきは

◆不法投棄・不法焼却は犯罪です!

◆ゴミの不法投棄は法律違反です

・不要になったテレビや洗濯機などの家電製品を山野に捨てる

・家屋の解体で発生した建設廃材などを穴を掘って埋める

・河川敷や空き地などで家庭から出たゴミを大量に捨てる

◆野外焼却は禁止です

・家屋の解体で発生した建設廃材などを山林で焼却する

・会社の事業活動に伴って生じた廃棄物を基準に達していない焼却炉で燃やす

・家庭から出たゴミを庭先で燃やす

～身近な犯罪・交通事故発生状況～

《うきは署管5月中》

自転車盗難1件、バイク盗難1件

侵入盗3件【うきは警察署】

◆インターネットバンキングを利用した不正送金被害の発生! ～メールのリンクは開かないで～

◆被害に逢わないために

①メールのリンクからアクセスしない
②金融機関などの公式ホームページで確認する。

◆こんなときは金融機関に連絡を

①残高の確認等で、不正送金の被害に気が付いたとき

②「送金しました」等の身に覚えのないメールを受信したとき

※犯人が出金する前など、早期に連絡することで被害を防止出来る場合があります。県警ホームページに「フィッシング」情報提供ページを開設!

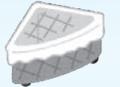
情報提供専用フォーム

はこちら→



ごみの水切りにご協力ください

うきは市では生ごみは燃やさず、灯油を焚いて乾燥させ、成型して燃料(RDF)に加工しています。しかし夏が近づくと、水分の多いごみが増えて、乾燥のための灯油が多く必要になったり、ごみが非常に重く、収集が大変になったりしています。市民の皆様には、ごみの軽量・減量化へのご協力をよろしくお願いいたします。



《水切りのコツ》

・生ごみは濡らさない
・三角コーナーを吸盤などを使って流しから浮かす
・生ごみをビニール袋ではなく水切りネットに入れる



《水切りのメリット》

・生ゴミの匂いが少なくなり、ハエも寄り付きにくくなる
・軽くなり、持ち運びやすくなる

●問合せ 市民生活課生活環境係
☎75-4972

◆『森林セラピーロードのゴミ拾い』

◆8月10日は山の日です。うきはの森林セラピーロードを訪れる人たちに癒しのひとときを提供しているガイドと一緒に森林セラピーロード付近のゴミ拾いをしませんか。

◆8月10日(月・祝) 8:30～11:00

(うきは市民センター(図書館)北側駐車場)

※集合後、乗り合わせで調音の滝とつづら棚田に分かれて清掃活動をします。

◆服装=長袖、長ズボン、帽子、履き慣れた靴、◆持参品=タオル、水筒、軍手・トンガなどゴミ拾いができるもの

◆ご参加いただける方は、前日までに

「うきは市癒しの旅先案内人協会」

☎080-2714-6065へご予約ください。

「感動をいただきます!」 森林セラピーのご紹介(案内人の声)

セラピーロードを歩いて鳥の声、草花の違い、水の音、果樹の育ち、米、野菜の成長等と、今まで気にも留めなかった四季を体験し、自分自身が癒されていました。また、森の中で案内人協会の仲間やお客様達と森林セラピー弁当を食べながらの歓談や5感(視覚、味覚、触覚、嗅覚、聴覚)を使った体験等により、うきはの森や野原に魅せられていきました。お客様が安心・安全に散策される手助けは勿論ですが、まずは自分が楽しく案内しなければ、お客様も癒されないと思います。案内しています。雲一つない晴天の日の爽快な気分、霧雨日のマイナスイオンが降り注ぐ森の中等、その時々での自然環境の体験をし、今では命の洗濯をさせてもらっています。森林セラピー体験はイベント以外にも随時受け付けています。健康増進やリフレッシュのために、体験してみませんか。

うきは市の皆様も気軽にご参加ください。案内人一同、心よりお待ちしております。

また案内人の養成講座(全6回)も9月より開講いたします。

●申込先: うきは市癒しの旅先案内人協会 (080-2714-6065)

